

産業廃棄物処分業許可証

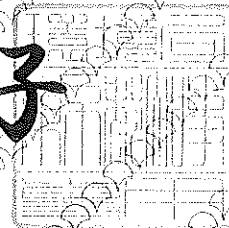
住所 東京都国立市矢川三丁目 23 番地の 11

氏名 株式会社リスト
代表取締役 遠藤 重雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条第 6 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成 30 年 10 月 17 日

許可の有効年月日 令和 5 年 10 月 16 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類（限定内容は裏面のとおりに）

焼却：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、動物系固形不要物、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び
陶磁器くず、動物の死体 (以上 13 種類)破砕：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンク
リートくず及び陶磁器くず
(水銀使用製品産業廃棄物を含む) (以上 6 種類)圧縮梱包：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・
コンクリートくず及び陶磁器くず (以上 7 種類)

2 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面のとおりに）

(1) 施設所在地：東京都国立市泉一丁目 8 番 3

(2) 施設所在地：東京都国立市泉一丁目 10 番 9（第 2 玉場）

3 許可の条件

(1) 破砕施設の作業時間は、原則として 8 時から 17 時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 15 年 10 月 17 日 新規許可

平成 30 年 10 月 17 日 更新許可 第 3 回

5 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)

(裏面)

2 事業の用に供する施設

(1)施設所在地：東京都国立市泉一丁目8番3

施設種類	産業廃棄物の種類 (限定内容)	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設 許可番号	施設 許可年月日
焼却	汚泥	— t/日	48.0 t/日	平成15年10月10日	産施 第10005号	平成14年4月30日
	廃油	— t/日				
	廃酸	— t/日				
	廃アルカリ	— t/日				
	廃プラスチック類	— t/日				
	紙くず	— t/日				
	木くず	— t/日				
	繊維くず	— t/日				
	動植物性残さ	— t/日				
	動物系固形不要物	— t/日				
	金属くず (他の種類との複合物及 び医療系廃棄物に限る。)	— t/日				
	ガラスくず・コンクリー トくず及び陶磁器くず (他の種類との複合物及 び医療系廃棄物に限る。)	— t/日				
動物の死体	— t/日					
破碎	廃プラスチック類	34.6 t/日	52.6 t/日	平成15年10月10日	産施 第10006号	平成14年4月30日
	紙くず	38.4 t/日				
	木くず	73.4 t/日				
	繊維くず	34.6 t/日				
	金属くず	54.7 t/日				
ガラスくず・コンクリー トくず及び陶磁器くず	194.9 t/日					
破碎	廃プラスチック類、金属 くず、ガラスくず・コン クリートくず及び陶磁器 くずの混合物 (水銀使用 製品産業廃棄物 (廃蛍光 ランプに限る。))	2.0 t/日	—	平成23年6月2日	—	—

(2)施設所在地：東京都国立市泉一丁目10番9 (第2工場)

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設 許可番号	施設 許可年月日
圧縮梱包	廃プラスチック類	319.2 t/日	256.8 t/日	平成24年12月29日	—	—
	紙くず	297.6 t/日				
	木くず	— t/日				
	繊維くず	117.6 t/日				
	ゴムくず	472.8 t/日				
	金属くず	1,024.8 t/日				
ガラスくず・コンクリー トくず及び陶磁器くず	— t/日					

(以下余白)